

「2017年全国知的財産権侵害と模倣粗悪品製販摘発活動要点」

の印刷・配布に関する国務院弁公庁の通知

国弁発〔2017〕46号

各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部委、各直属機構へ

「2017年全国知的財産権侵害と模倣粗悪品製販摘発活動要点」は国務院に承認されたため、これを印刷・配布する。真剣に貫徹実行されたい。

国務院弁公庁

2017年5月16日

(本書類は公に発表されるものである)

2017年全国知的財産権侵害と模倣粗悪品製販摘発活動要点

2017年、全国知的財産権侵害と模倣粗悪品製販摘発活動は、中国共産党の第18回全国代表大会、第18期中央委員会第3回、第4回、第5回、第6回全体会議の趣旨を真剣に貫徹し、真剣に党中央・国務院の手配を実施に移し、供給側構造改革を推進するとともに、法により、知的財産権保護に影響を及ぼし、公正競争を妨害し、消費者、権利者の合法的權益を侵害する侵害模倣違法犯罪を嚴重に処罰し、法治化された企業環境を醸成し、国家イノベーション駆動型発展戦略、国家知的財産権戦略及び「『第13次5か年計画』国家知的財産権保護及び活用計画」を実施するため、経済の安定的で健康的な発展を推進することに保障をしっかりと与えなければならない。

一. 重点分野の取締強化の継続的推進

(1) インターネット分野の侵害・模倣の取締強化。オンライン取引管理を強化する。2017年度インターネット市場監督管理特別活動を展開し、侵害・模倣、虚偽宣伝等の違法行為の摘発に重点を置き、インターネットの共同管理レベルを高める。消費財を重点とした、Eコマース製品品質の法執行、模倣摘発特別活動を展開し、Eコマース製品の法執行及び模倣摘発に係る全国捜査共助の仕組みをよりいっそう整備し、トレーサビリティ及びチェーン全体における摘発を強化する。農村部においてEコマース製品品質問題の集中取締を強化する。インターネット医療の監督管理を強化する。郵便、速達便の郵送ルートに対する重点的な法執行を展開する。(工業・情報化部、公安部、農業部、国家衛生・計画生育委員会、税関総署、工商行政管理総局、品質監督検査検疫総局、食品薬品監督管理総局、国家互聯網信息弁公室、郵政局が各自の職責によりそれぞれ担当する)

インターネット上の権利侵害・海賊版の取締強化。「劍網活動」の展開に力を入れ、インターネット文学、映画・テレビ番組、アニメ、教材等の分野、Eコマース、アプリケーションストア等のプラットフォームの著作権侵害行為の取締を強化し、ニュース記事の転載を厳格に取り締まり、新型の配信方式を著作権監督管理の範囲に組み入れる。法律・規定に違反するインターネット文化製品と経営機構に対する取締を組織する。Eコマース分野の専利法執行・権利保護活動を継続的に踏み込んで展開し、Eコマース分野の専利法執行・権利保護の仕組みを整備する。(工業・情報化部、公安部、文化部、工商行政管理総

局、新聞出版広電総局、国家知識産権局、国家互聯網信息弁公室が各自の職責によりそれぞれ担当する)

取引プラットフォームの監督管理の強化。ウェブサイトの届出、インターネットプロトコルアドレス (IP アドレス)、ドメインネーム等の基礎管理を継続的に強化し、インターネット通販のサードパーティプラットフォーム取引規則の届出管理を厳格化する。E コマースプラットフォームが主体的責任を確実に果たし、内部管理制度をよりいっそう改善し、インターネット経営者に対する資格審査を強化し、コンテンツの審査を厳格化し、アプリケーション技術措置を研究開発・活用し、商品及びマーケティング情報の監視を強化し、通報処分のルートを円滑化し、自己管理能力を高めるよう指導、督促する。ウェブサイトの内部統制管理状況に対する監督、督促、検査、検収の実施を手配し、有害な情報の掲載・配信ルートを発生源から遮断する。(工業・情報化部、公安部、商務部、文化部、工商行政管理総局、品質監督検査検疫総局、新聞出版広電総局、国家互聯網信息弁公室が各自の職責によりそれぞれ担当する)

(2) 農村と城郷結合部(都市と農村が交錯する地域)市場に対する取締の持続的な実施。農村市場において侵害・模倣行為が発生しやすく、多発する状況を受け、生産源、流通ルート、末端消費から多角的に取り組み、市場監督管理・法執行を強化し、違法・犯罪行為を厳しく摘発し、農村の市場環境を浄化する。(公安部、農業部、商務部、工商行政管理総局、品質監督検査検疫総局、食品薬品監督管理総局、国家林業局、国家知識産権局、郵政局が各自の職責によりそれぞれ担当する)

模倣・粗悪農業資本の製販という違法・犯罪行為を厳格に摘発する。農村・農民・農業の適正な発展を目的とする「紅盾護農」活動の展開に力を入れ、法により農業資本市場の監督管理を強化する。春季、秋季の農業資本模倣摘発特別取締活動を展開し、重大案件の摘発と暴露を強化する。農産物の品質・安全定例モニタリング、農業資本の品質監督抽出検査と法執行案件処理の連動を推し進め、検査、監督、法執行部門の連携を強化する。不適格な含有量、不適正な標識、ライセンス無しでの化学肥料・農薬の生産及び禁止成分の不法添加行為を厳格に摘発する。(農業部、工業・情報化部、公安部、工商行政管理総局、品質監督検査検疫総局、最高人民検察院、最高人民法院が各自の職責によりそれぞれ担当する)

全国林業種苗の品質抽出検査を手配・展開し、林業用種子取扱許可証を所持する企業に対する「双随机(無作為な抽出検査、無作為な検査員派遣)」を展開する。(国家林業局が担当する)

(3) 中国製造の海外でのイメージを守るための「清風」活動の継続的展開。「一帯一路」(一帯=陸路:シルクロード経済帯、一路=海路:21世紀海上シルクロード)沿線国・地域に重点を置き、特に輸出入、重点専門市場、国境を跨ぐEコマース等の重点的段階について、部門間の法執行連携を強化し、侵害・模倣品の製販等の国境横断的な違法・犯罪行為を厳しく取り締まる。ハイリスク貨物の輸出入に対する監視を強化し、リスク情報データ分析モデルを構築し、摘発の精度を高める。重点製品の生産企業、重要な商品の集散地、大型専門市場に対する監督管理を強化し、国際的な展示会、交易会における知的財産権保護を強化する。海外事業団体及び中国国際貿易促進委員会海外駐在代表処の職能、役割を発揮させ、対外コミュニケーション、協調及び海外の中国企業、販売業者に対するサービス、教育指導を強化する。(工業・情報化部、公安部、農業部、商務部、税関総署、工商行政管理総局、品質監督検査検疫総局、食品薬品監督管理総局、国家知識産権局、国

家インターネット情報公開室、郵政局、中国国際貿易促進委員会が各自の職責によりそれぞれ担当する)

二. 商品品質の日常監督管理の大幅な強化

(4) 重点製品の管理強化。大衆が広く関心を持つ生命・健康、財産の安全、環境保護にかかわる重点製品をめぐり、模倣摘発強化を目的とする「質検利剣」特別活動を踏み込んで展開し、品質に関する違法行為を厳格に摘発する。(品質監督検査検疫総局が担当する)

流通分野の商品品質監督管理をよりいっそう規範化し、商品の品質監督管理に関する法執行を積極的に展開し、オンライン・オフラインを統合した商品の品質監督管理を強化する。(工商行政管理総局が担当する)

偽造慢性病治療薬、証明書のない医療機器、偽造有名化粧品等の重点製品の摘発を強化し、典型的案件を断固として摘発する。案件を積極的に開拓し、手がかりを主体的に発見し、苦情・通報、虚偽広告の監視等を通じて発見した違法行為を厳格に摘発する。(食品薬品監督管理総局が担当する)

「双随机(無作為な抽出検査、無作為な検査員派遣)」を展開し、第一類消毒製品の生産企業に対する重点的な監督管理を行い、消毒剤、消毒機器、殺菌剤、殺菌機器等の重点製品に対する抽出検査を強化する。(国家衛生・計画生育委員会が担当する)

自動車用燃料に対する監督管理を強化し、自動車用のガソリン・軽油、普通の軽油の品質監督管理と特別検査を重点的に強化し、模倣・粗悪自動車用オイルの生産、販売行為を、力を結集させて厳格に摘発し、不適正なガソリンスタンドを厳格に摘発する。非標準オイルに対する総合的な取締を行い、道路輸送段階の調査、抽出検査を強化する。(国家発展・改革委員会、公安部、環境保護部、商務部、国務院国有資産管理委員会、税務総局、工商行政管理総局、品質監督検査検疫総局が各自の職責によりそれぞれ担当する)

(5) 重点地域の取締強化。地域集中取締を品質、ブランドイメージ向上活動の要とし、管理理念と作業方法を革新し、取締の仕組みを改善し、取締の成果を積極的に打ち固め、地域的な品質問題の集中取締のさらなる展開を推進する。(品質監督検査検疫総局が担当する)

(6) 郵送段階の監督管理の強化。郵送ルート of 安全管理に関する引受検査、実名引受、手荷物 X 線検査の 3 つの制度の構築を推し進める。市場監督管理の法執行検査を強化し、企業が郵送ルート of 安全管理に関する各規定を確実に遵守するよう督促し、郵送ルート of 安全監督管理の実現を目標とする「緑盾」プロジェクトの実施を積極的に推進する。(郵政局が担当する)

(7) 無害化処分 of 強化。侵害・模倣品の無害化処分業務を強化し、危険廃棄物を資格のある事業者 to 運搬して無害化処分を行うよう確保し、二次汚染を防ぐ。各地に対しては、現地で無害化処分能力を有する事業者の名簿を公開し、定期的に更新するよう指導する。(環境保護部が中心となって担当する)

模倣・粗悪農業資本 of 処分に関する長期的な仕組み of 構築を模索し、模倣・粗悪農業資本 of 統一的な貯蔵、処分に関する規則を制定する。(農業部、環境保護部が各自の職責によりそれぞれ担当する)

三. 知的財産権侵害摘発の強化

(8) 専利権侵害行為の法による処理。知的財産権法執行・権利保護特別活動を踏み込んで展開し、食品、薬品、医療機器、環境保全等の民生、高度先端技術にかかわる分野に重点を置き、専利法執行・案件処理をよりいっそう強化する。特別活動の協働性を強化し、法執行・案件処理効率の持続的向上を促す。(国家知識産権局が中心となって担当する)

(9) 商標をめぐる行政法執行の強化。馳名商標(日本の著名商標に相当——訳注)、地理的表示、渉外商標、老舗商標に対する保護を強化する。重大な模造・権利侵害行為の摘発に協調する。商標の侵害・模倣行為の摘発に関する監督・検査及び行政処分情報を国家企業信用情報公示システムに組み入れ、信用失墜・懲戒を強化する。商標代理の信用に対する監督管理を研究、推進し、商標代理業のサービス水準を向上させる。(工商行政管理総局が中心となって担当する)

(10) 著作権保護の強化。権利侵害・海賊版行為を厳格に摘発し、重大案件を集中的に摘発し、重点産業に対する特別保護を強化する。不正な出版、報道の取締を目的とする「秋風 2017」特別活動を手配・展開し、海賊版文学作品、子ども向け読み物、教材・指導書の押収に力を入れ、高等教育機関及び周辺のコピーショップ、研修機関による教材・指導書の無断編集・出版行為を厳格に摘発する。「双隨機、一公開(無作為な抽出検査、無作為な検査員派遣、取締結果の迅速な公開)」という要件に従い、著作権の重点企業、印刷・複製・発行企業の特別検査を展開する(新聞出版広電総局が中心となって担当する)

一部地域の文化市場に対し秘密裏に抽出検査を行う。(文化部が担当する)

(11) ソフトウェア正規版化のさらなる推進。政府機関のソフトウェアの正規版化を持続的に展開し、正規版化の自主検査、ソフトウェア調達、管理維持、年次報告、考査・評議の常態化を推進する。中央企業と大型・中型金融機関のソフトウェア正規版化の長期的な仕組みを整備し、地方国有企業、中小金融機関、民間企業のソフトウェア正規版化を早急に推進する。ソフトウェア正規版化と情報化の融合を推進し、技術的手段の応用を強化し、政府機関のソフトウェア正規版化の監督・検査の完全なカバーを推進する。競争入札を通じたソフトウェアの供給製品の種類を拡大し、国産ソフトウェアの応用拡大を強化し、ソフトウェア業界の独占及び不正競争を法により摘発する。新たに出荷されたコンピューターへの正規版オペレーションソフトウェア(OS)のプレインストールに対する監督管理を強化する。「中央行政機関汎用事務機器家具配置規格」の実施を徹底し、ソフトウェアの調達及び使用管理制度を整備する。(新聞出版広電総局が中心となって担当し、工業・情報化部、財政部、国务院国有資産監督管理委員会、工商行政管理総局、国家知識産権局、国家機関事務管理局が各自の職責によりそれぞれ担当する)

(12) 植物新品種保護の強化。侵害・模倣種子・種苗の製販摘発を手配・展開し、農業者・林業者の植物新品種侵害に対する行政法執行活動を継続的に展開する。農業者の植物新品種の試験体系の構築を強化し、林業者の植物新品種の既存の試験機構の能力評価を遂行し、植物新品種の試験能力と権利侵害の証拠鑑定水準を向上させる。(農業部、国家林業局が各自の職責によりそれぞれ担当する)

四. 刑事摘発と司法保護の強化

(13) 刑事摘発の強化。情報捜査により全面的な模倣摘発を牽引し、一斉集中摘発の発足・組織モデル及び「一体化」作戦の仕組みを整備し、一斉集中摘発の攻勢を強化し、侵害・模倣犯罪行為に対してチェーン全体の摘発を実施する。（公安部が担当する）

(14) 検察機能の十分な履行。経緯が深刻で、影響が劣悪な侵害・模倣犯罪案件を重点的に処理し、重点案件、新型案件に対する研究、監督、処分を強化し、侵害・模倣摘発の参考事例を適時公開する。侵害・模倣犯罪案件の裏にある職務怠慢、収賄して法をまげる、私情にとらわれて不正行為をする等の職務犯罪を厳しく取り締まる。（最高人民検察院が担当する）

(15) 司法保護の強化。侵害・模倣の重点産業及び重点分野の民事、刑事、行政案件に対する審判を法により強化し、指導・監督を強化し、司法解釈及び司法政策文書を適時公布する。知的財産権に関する民事、刑事、行政案件審判の「三合一」改革を推進し、地域横断的な知的財産裁判の整備を推進する。（最高人民法院が担当する）

五. 地域間・部門間連携の全面的な推進

(16) 地域間連携の経験の普及促進。長江デルタ、北京・天津・河北、汎珠江デルタ地域における地域間、部門間の法執行連携展開の方法と経験を総括し、全国に速やかに普及させる。合同会議、手がかり通報、証拠移転、案件調査協力等の制度を構築し、地域横断的、部門横断的な綜合法執行、共同法執行を強化する。（全国侵害・模倣活動摘発指導グループ弁公室が中心となって担当し、公安部、税関総署、工商行政管理総局、品質監督検査検疫総局、国家知識産権局が各自の職責によりそれぞれ担当する）

(17) 行政法執行と刑事司法の連携の推進。行政法執行部門と司法機関の連携・協力を掘り下げ、情報共有、案件内容の通報を強化し、犯罪の嫌疑がある案件を速やかに移送し、案件がありながら移管しない、移管が難しい、行政罰を刑事罰の代わりにするといった事象を克服する。全国の侵害・模倣行為摘発に関する行政法執行と刑事司法の連携における情報共有システムの役割を十分に発揮させ、データ管理とその効果的活用を強化し、行政法執行と刑事司法の連携をよりいっそう促進する。侵害・模倣摘発活動に係る物品の検査・鑑定及び保管処理システムの整備を推し進める。（全国侵害・模倣活動摘発指導グループ弁公室、最高人民検察院が中心となって担当し、公安部、農業部、文化部、税関総署、工商行政管理総局、品質監督検査検疫総局、新聞出版広電総局、食品薬品監督管理総局、国家林業局、国家知識産権局、最高人民法院が各自の職責によりそれぞれ担当する）

(18) 税金案件摘発の強化。侵害・模倣に係る税金案件の手がかりの引き渡しと調査、処理活動を強化し、税収に関する違法行為を厳格に摘発する。関連産業及び分野における税収の特別取締を引き続き手配・展開し、侵害・模倣企業に対する日常の税収監督管理を強化する。（税務総局、税関総署、工商行政管理総局、食品薬品監督管理総局が各自の職責によりそれぞれ担当する）

(19) 監督管理の情報化の強化。ビッグデータ、クラウドコンピューティング等の現代情報技術の十分な利用を模索し、監督管理の方式を革新し、技術モニタリングプラットフォームの整備を強化し、「インターネット+監督管理」モデルの実施を模索し、侵害・模倣の違法な手がかりの発見、収集、選別、処理能力を段階的に高める。(工業・情報化部、公安部、農業部、商務部、文化部、税関総署、工商行政管理総局、品質監督検査検疫総局、新聞出版広電総局、食品薬品監督管理総局、国家林業局、国家知識産権局、国家互聯網信息弁公室、郵政局が各自の職責によりそれぞれ担当する)

農業資本監督管理の情報化、農薬、種子、動物用医薬品等の主要な農業資本製品の品質トレーサビリティ体系の整備を推進する。知的財産権税関保護届出移動法執行照会システムを普及させ、知的財産権税関保護・法執行システムの高度化を図り、案件のオンライン処理を実現する。品質検査に関する「法執行管理」及び「情報収集」システム「12365」の全面的な投入、活用を推進する。(農業部、税関総署、品質監督検査検疫総局が各自の職責によりそれぞれ担当する)

六. 法規制度整備の強化

(20) 関連法令の制定・改正業務の加速。立法計画に従い、知的財産権保護と侵害・模倣行為の摘発に関する立法業務を積極的に推進し、反不正当競争法、著作権法、専利法、消費者権益保護法実施条例等の法令の制定・改正を推し進める。(國務院法制弁公室、国家發展・改革委員会、工業・情報化部、財政部、商務部、人民銀行、税関総署、工商行政管理総局、品質監督検査検疫総局、新聞出版広電総局、食品薬品監督管理総局、国家知識産権局、国家互聯網信息弁公室、郵政局が各自の職責によりそれぞれ担当する)

(21) 信用構築と共同賞罰の強化。全国信用情報共有プラットフォームを構築、整備し、部門の信用情報システムと地方の公共信用情報共有プラットフォームの整備を統括する。ウェブサイト「信用中国」を改善・整備し、信用情報、行政許可、行政処罰の情報、共同賞罰の情報、レッドリスト・ブラックリスト情報公示業務を着実に行う。信用に関する法制度の整備を強化し、信用を守る者に対する共同激励と信用を守らない者に対する共同懲戒の仕組みを整備する。(国家發展・改革委員会、人民銀行が中心となって担当する)

知的財産権侵害行為及び模倣粗悪品製販摘発分野のブラックリストを作成する。(全国侵害・模倣活動摘発指導グループの関連メンバー機関が各自の職責によりそれぞれ担当する)

国家企業信用情報公示システムを早急に整備し、企業情報収集・共有及び信用失墜共同懲戒業務を引き続き推進する。(工商行政管理総局が中心となって担当する)

全国企業品質信用ファイルを整備し、品質信用情報収集の仕組みを構築する。(品質監督検査検疫総局が担当する)

侵害・模倣行為摘発をインターネット信用体系構築の重要な内容とし、法によるインターネット運営、誠実なインターネット利用の好ましいムードを全力で醸成する。(国家互聯網信息弁公室が担当する)

農業資本分野、郵便業、林木種苗企業の信用体系構築を推進する。(農業部、国家林業局、郵政局が各自の職責によりそれぞれ担当する)

(22) 監督・検査及び査定の仕組みの整備。侵害・模倣違法犯罪活動の摘発を総合取締業務(平安建設) 考査評価体系に組み込み、総合統制指導者の責任追及、重点地域の治安

に関する深刻な問題の洗い出し・取締、大衆の安心感調査及び公的調査・秘密訪問の範囲に組み込み、地方の業績評価を強化し、末端の監督検査・評価を全面的に推進し、地方政府の責任を明確にする。指導者が重視しない、侵害・模倣問題が長期的に多発する地域について、通報、行政指導、「掛牌督弁（上級政府と行政機関が公示等の方法で重要案件に対する取締と是正の任務を期限付きで遂行するよう催促すること——訳注）」などの方法で、その期限付き是正を督促する。取締の無効、業務に最善を尽くさなかったことにより超重大案件が生じた地域については、関連規定に従って「一票否決制（一人の反対で否決できる制度——訳注）」を実施し、関連指導者幹部の責任を追及する。（中央社会管理総合取締委員会、全国侵害・模倣活動摘発指導グループ弁公室が各自の職責により中心となって担当する）

七. 社会共治の積極的推進

(23) 情報公開の強化。情報公開の主たるルートとしての政府ウェブサイトの役割を発揮させ、侵害・模倣に関する行政処罰案件の情報を法により速やかに公開する。案件情報の公開管理制度を整備する。侵害・模倣摘発情報の公開管理制度を整備する。侵害・模倣摘発情報公開業務の監督・検査、状況通報及び考査を強化する。（全国侵害・模倣活動摘発指導グループ弁公室が中心となって担当し、農業部、文化部、税関総署、工商行政管理総局、品質監督検査検疫総局、新聞出版広電総局、食品薬品監督管理総局、国家林業局、国家知識産権局が各自の職責によりそれぞれ担当する）

(24) 政府と企業の協力強化。政府部門とEコマースプラットフォームとの協力を掘り下げ、Eコマースビッグデータ資源を利用し、モニタリング及び早期警報、リスク防止、手がかかり発見、正確な摘発能力を高める。政府部門と権利者企業との交流・コミュニケーションを強化し、侵害・模倣行為摘発の効率を高める。（公安部、農業部、文化部、税関総署、工商行政管理総局、品質監督検査検疫総局、新聞出版広電総局、食品薬品監督管理総局、国家林業局、国家知識産権局が各自の職責によりそれぞれ担当する）

(25) 業界組織の自律的役割の発揮。業界組織の力を統合し、業界の自律的役割を十分に発揮させ、産業統計、権利保護サービス、信用評価を強化し、知的財産サービス業を育成し、産業の健全な発展を導く。企業が主体的責任を強化し、自ら知的財産権保護を強化するよう促す。（全国侵害・模倣活動摘発指導グループ弁公室が中心となって担当する）

(26) 企業の知的財産権法律サービスの強化。弁護士の知的財産権業務のデューディリジェンス規範を研究、制定し、知的財産権関連の公証サービスプラットフォーム構築を早急に押し進める。（司法部が担当する）

知的財産権を有する優位性のある輸出企業育成計画の試験事業を展開し、企業のイノベーション駆動型発展と「走出去」に支援を提供する。（税関総署が担当する）

(27) 宣伝教育の強化。侵害・模倣行為摘発の宣伝教育を強化し、侵害・模倣行為摘発の政策措置を踏み込んで宣伝し、関連特別活動の進展・成果を速やかに報道し、対外宣伝とインターネット上の宣伝を積極的に展開し、侵害・模倣行為摘発のさらなる推進、公平で秩序正しい市場環境の確実な保護のために好ましい世論のムードを醸成する。侵害・模倣行為摘発の法治宣伝と「法律六進（法律の機関、農村、住宅団地、学校、企業、業者へ

の普及——訳注)の有機的な連動を推し進め、ニューメディア、新技術の活用を強化し、関連法令を説明し、典型的な事例を速やかに公表し、3月15日の「世界消費者権利の日」、4月26日の「世界知的所有権の日」、5月15日の「経済犯罪の取締及び防止宣伝の日」等の重要な節目に合わせて集中的な宣伝を着実に行う。(全国侵害・模倣活動摘発指導グループ弁公室、中央宣伝部が中心となって担当し、司法部、国家互聯網信息弁公室、中国国際貿易促進委員会が各自の職責によりそれぞれ担当する)

八. 国際交流・協力レベルの向上

(28) 協議・交渉及び交流協力の強化。中米の包括的経済対話等の二国間ハイレベル経済対話における知的財産権を議題とする協議を着実に実施し、中米、中欧、中露、中伯、中瑞、中日の知的財産対話・交流を強化し、地理的表示をめぐる中国・EU間協定交渉を加速し、経済貿易にかかわる中米、中欧の多国間知的財産権協力を掘り下げる。(商務部が中心となって担当する)

世界貿易機関(WTO)、世界知的所有権機関、世界税関機構、国際刑事警察機構等との交流、協力を強化する。(商務部、国家知識産権局、税関総署、公安部が中心となって担当する)

経済貿易分野において新興5か国(BRICS)、「一帯一路」沿線国・地域との知的財産権をめぐる協力を積極的に推し進める。(商務部が中心となって担当し、税関総署、工商行政管理総局、新聞出版広電総局、国家知識産権局が各自の職責によりそれぞれ担当する)

2017年国際工商知的財産権サミットを開催する。二国間・多国間の工商協力の仕組みを十分に利用して、知的財産権関連の国際交流を推進する。(中国国際貿易促進委員会が担当する)

(29) 多国間・二国間法執行協力の展開。多国間・二国間法執行協力の仕組みを構築、整備し、重大な侵害・模倣案件の国際法執行協力を企画し、中米、中欧の知的財産権をめぐる刑事法執行協力を強化する。(公安部が担当する)

中米、中欧、中日韓の税関の法執行協力を強化し、共同法執行活動を適時展開する。(税関総署が担当する)

(30) 海外における権利保護援助メカニズムの整備。国際経済貿易分野の知的財産権の海外権利保護援助の仕組みを整備し、中国企業が海外での権利保護を積極的に展開できるよう導き、海外における知的財産権問題及び案件の情報提供プラットフォームを構築し、海外の知的財産権保護援助サービスネットワークの形成を推し進める。(商務部が中心となって担当する)

海外展示会の権利侵害防止管理体系を継続的に整備し、知的財産権総合サービスシステムを整備し、企業が国際規則に早急に適応し、知的財産権保護意識を強化し、知的財産権管理及び紛争対応能力を向上させることを手助けする。米国コンシューマーエレクトロニクスショー(CES)等の国外の主要な展示会において中国企業向けの知的財産権サービスステーションを設立する。(商務部、国家知識産権局、中国国際貿易促進委員会が各自の職責によりそれぞれ担当する)

税関の対外協力を開拓し、企業の海外での知的財産権利益の保護に協力する。(税関総署が担当する)

(31) 地方の渉外交流・協力の強化。地方の侵害・模倣行為摘発強化をめぐる渉外交流業務を指導し、推し進め、関連する国・地域と実務協力を展開する。(全国侵害・模倣活動摘発指導グループ弁公室が中心となって担当する)

各地域は、外国の駐中国機構、多国籍企業とのコミュニケーション・交流を自発的に強化し、好ましい企業環境を醸成し、企業が展示会の知的財産権保護を強化し、国内ブランドの意識を高めるよう指導しなければならない。統括協調し、対外宣伝を自発的に強化し、中国の国際的イメージの保護に努めなければならない。(各地の侵害・模倣活動摘発指導グループが担当する)

出所：

2017年5月31日付け中華人民共和国中央人民政府ウェブサイトを基にJETRO北京事務所で日本語仮訳を作成

http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-05/31/content_5198504.htm

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。